

富士川町国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した
被用者等に係る傷病手当金支給規則の一部を改正する規則

富士川町国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被用者
等に係る傷病手当金支給規則(令和2年富士川町規則第20号)の一部を
次のように改正する。

第6条中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富士川町国民健康保険新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に係る傷病手当金支給規則 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(適用期間の終期)</p> <p>第6条 富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年富士川町条例第17号)附則の規定で定める日は、<u>令和4年6月30日</u>とする。</p> | <p>(適用期間の終期)</p> <p>第6条 富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年富士川町条例第17号)附則の規定で定める日は、<u>令和4年3月31日</u>とする。</p> |